

選 第 2 2 号
令和8年9月14日

指 定 病 院 の 長
指 定 老 人 ホ ー ム の 長
指定身体障害者支援施設の長
指 定 保 護 施 設 の 長
富 山 刑 務 所 長
各 警 察 署 長
富 山 少 年 鑑 別 所 長
各市町村選挙管理委員会委員長
(参 考 送 付)

様

氷見市選挙管理委員会
委員長 東 海 慎 一
(公 印 省 略)

氷見市議会議員選挙における不在者投票の管理執行について

任期満了に伴う氷見市議会議員選挙が令和8年10月25日に執行される予定です。

つきましては、貴院に入院中又は貴施設に入所中の選挙人（以下「入院者等」という。）の不在者投票について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項の規定により、貴職に不在者投票管理者としての事務を行っていただくことになりますので、下記の記載事項にご留意のうえ、不在者投票の適切かつ円滑な管理執行について格別のご配意をお願いします。

なお、不在者投票制度は、選挙人が一般の投票所以外の場所で、選挙期日前に投票できる例外的な制度であることから、不正の混入を避け、その濫用を防止するなどの点から、法令においてその要件や手続き等が詳細に定められています。

貴職におかれては、この点を十分ご認識いただき、下記の事項を厳守のうえ、不在者投票を厳正に管理執行されますよう特にご留意願います。

なお、各種様式は、お配りしたものをコピーして使用するか、氷見市選挙管理委員会ホームページから電子データをダウンロードしてください。

(事務担当)

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地（氷見市役所総務課内）
氷見市選挙管理委員会事務局 後藤・圓戸
電話(0766)74-8025（直通） FAX(0766)74-4004

第1 選挙期日等について

- 1 選挙期日 令和8年10月25日（日）
- 2 選挙期日の告示 令和8年10月18日（日）

第2 選挙権について

- 1 日本国民で平成20年10月26日以前に生まれた者
 - 2 令和8年7月17日以前から氷見市に住所を有し、同日以前から住民基本台帳に登録され
氷見市の選挙人名簿に登録されている者
- 以上の2つの要件を満たす者

第3 不在者投票をすることができる期間

令和8年10月19(月)から10月24日(土)まで
(各施設においての投票時間は、午前8時30分から午後5時までと定められています。)
※告示日（令和8年10月18日（日））は不在者投票ができません。

第4 指定病院、指定老人ホーム等において不在者投票をすることができる者

当該選挙における選挙権を有する入院者等で、選挙の当日、歩行が困難であることが見込まれる者及び選挙の当日、刑事施設又は代用刑事施設に収容中であると見込まれる者が対象となります。ただし、その属する投票区の区域外の病院等に入院（入所）中の者は、歩行困難でなくとも不在者投票をすることができます。

第5 不在者投票の手続

1 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求

(1) 請求先

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地 氷見市選挙管理委員会委員長 Tel(0766)74-8025 (氷見市役所総務課内)
--

(選挙人は、選挙期日の告示日（10月18日）前においても投票用紙等の請求をすることができます。)

(2) 請求の方法

ア 入院者等が自ら請求する場合

「宣誓書（兼請求書）」（別記様式第1）により、直接又は郵便により請求することができます。

【注意】

①当該病院若しくは各種施設等又は他の市町村において投票しようとする場合において

は、上記の請求をする際に併せてその旨を申し立てることが必要です。

②点字によって投票しようとする場合においては、①と同様その旨を申し立ててください。

③当該選挙人が船員である場合は、上記「宣誓書（兼請求書）」のほか、船員用の「選挙人名簿登録証明書」を提示してください。

イ 不在者投票管理者である院長若しくは各種施設の長又はその代理人（以下、「院長等」が、入院者等の依頼を受け、入院者等に代わって請求する場合

不在者投票管理者である院長等は、入院者等から請求の依頼を受けたときは、当該入院者等に「投票用紙及び不在者投票用封筒請求依頼書」（別記様式第2）に所定事項を記入させ、「請求書」（別記様式第3）により、当該選挙人に代わって請求してください。

なお、この場合には、本人の「宣誓書（兼請求書）」は不要です。

【注意】

- ① 選挙人の氏名、住所及び生年月日は正確に記入してください。
- ② 「投票用紙及び不在者投票用封筒請求依頼書」は、後日の証拠書類となりますので、院長等において厳重に保管をお願いします。
- ③ 院長等は、依頼を受けた選挙人において上記アの【注意】②（点字投票）又は③（船員の不在者投票）に掲げる理由があるときは、同【注意】に準じてその旨を申し立て、又は提示してください。
- ④ 院長等が候補者となった場合や外国人である場合は、不在者投票管理者となることできません。
- ⑤ 上記④の場合や、院長等に事故があり、若しくは欠けた場合においては、院長等の職務を代理すべき者（病院及び介護老人保健施設においては、院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師に限られます。）が不在者投票管理者となります。
- ⑥ 入院者等の不在者投票については、上記アの方法によらず、なるべくイの方法による代理請求をするように指導をお願いします。
- ⑦ 不在者投票の請求をした場合、二重投票防止のため期日前投票や当日投票はできません。退院等で当該病院または各種施設で不在者投票を行わなくなった際は、直ちに氷見市選挙管理委員会（TEL 0766-74-8025）へご連絡ください。

2 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付、受領

ア 入院者等が直接又は郵便を持って請求した場合

請求を受けた氷見市選挙管理委員会の委員長は、「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を当該入院者等に直接交付又は郵送します。（告示日前に請求を受けた場合は、氷見市選挙管理委員会の定める日以後直ちに郵送します。）

なお、当該病院若しくは各種施設又は他の市町村において投票しようとする旨の申し立て

を受けた場合は、「不在者投票証明書用封筒」（参考3）に封入した「不在者投票証明書」（参考3）を当該入院者等にあわせて交付又は郵送します。この際、「不在者投票注意書」も同時に交付又は郵送されますので、これらを確認の上、誤りのないようお願いします。

イ 院長等が入院者等に代わって請求した場合（上記1の(2)のイ）

請求を受けた氷見市選挙管理委員会の委員長は、「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を院長等に直接交付又は郵送します。（この場合、「不在者投票証明書」及び「不在者投票注意書」は交付又は郵送しません。）

【注意】

- ① 氷見市選挙管理委員会では、送付状、投票用紙及び不在者投票用封筒を交付しますので、その内容を確認してください。
- ② 点字投票用の「投票用紙」を請求した場合には、**点字投票**と印刷してあるかどうか確認してください。

3 不在者投票の方法及び手続き

上記2の手続きによって「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の交付を受けた入院者等は、院長等の管理の下で次により不在者投票を行うこととなります。ただし、上記2の(1)によって、入院者等が自ら「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」等を受け取り、かつ、自ら市町村の選挙管理委員会に赴いて投票する場合は、この限りではありません。

- (1) 投票を記載する場所において、「投票用紙」に自書させてください。

なお、「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を自ら請求した入院者等があるときは、院長等は、当該入院者等に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の提出を求め、これを点検するとともに、「不在者投票証明書」を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、当該証明書が本人のものであるかどうかを確認した後に自書させてください。もし、「不在者投票証明書」の入っている封筒が開破されている場合は投票をさせないでください。

【注意】

- ① 投票を記載する場所は、投票の秘密を守れるようにし、かつ、投票用紙の交換その他不正手段が行われないよう設営してください。（参考6参照）
 - ② 候補者の氏名等の掲示は行わないでください。
 - ③ 投票の記載が窓から見えるような設営は行わないでください。
 - ④ 投票箱、記載台の利用を希望される場合は、あらかじめ選挙管理委員会にご相談ください。
- (2) 院長等は、選挙権を有する者を投票立会人に選任し、投票の際にはその者を立ち会わせなければなりません。（投票立会人の数に制限はありませんが、これを欠くときは、当該不在者投票は無効になりますのでご注意ください。）
 - (3) 院長等は、入院者等が選挙人本人であるか疑わしいようなときには、可能な限り調査し、本

人であることを確認のうえ投票させなければなりません。疑わしいまま投票させないでください。

- (4) 自書が終わった「投票用紙」は、まず「不在者投票用内封筒」に入れ、封（のり付け）をさせたうえ、「不在者投票用外封筒」に入れてさらに封（のり付け）をさせてください。
- (5) 上記(4)の「不在者投票用外封筒」の表面の「①投票者」欄に入院者等の氏名を自書させ、直ちに院長等に提出させてください。
- (6) 院長等は、入院者等から「投票用紙」の入った「不在者投票用外封筒」を受け取り、当該外封筒に次の事項を記載し、及びこれに記名し、かつ投票立会人に署名させてください。投票立会人の署名は、必ず立会人が自署してください。

(記載例)

ア 投票年月日 令和8年10月〇日

イ 投票場所 〇〇病院

ウ 不在者投票管理者 〇〇病院 院長 〇〇 〇〇

エ 立会人 △△ △△ **立会人の署名は、必ず自署すること**

ゴム印による記名可

※記入漏れがないか必ず確認してください。

4 代理投票

入院者等が心身の故障その他の事由により、投票を自書できないときは、次により代理投票をすることができます。

- (1) 入院者等は、代理投票により投票したい旨を院長等に申請します。
- (2) 院長等は、上記の申請に基づいて投票立会人の意見を聴き、当該入院者等の投票を補助すべき補助者2人（投票立会人を補助者としないこと。）をその承認を得て定めてください。
- (3) 補助者の一方の立会いの下に、他方の一人に当該入院者等が指示する候補者の氏名を「投票用紙」に記載させ、前記3の(4)に準じて封をさせ、さらに当該「不在者投票用外封筒」表面の「①投票者」欄に当該入院者等の氏名を記載させてください。この場合「不在者投票用外封筒」表面の「②代理記載人」の欄は、記載しないでください。（下記(5)の代理投票の仮投票の場合にのみ記載する。）
- (4) その他の手続きは、すべて上記3に準じます。

【注意】

- ① 本人の自書による投票が原則ですので、あえて代理投票すべき事由がないと認めるときは、投票立会人の意見を聴いて、なるべく入院者等が自ら投票するように指導してください。
- ② 投票を補助すべき者が、選挙人本人の意志を確認できないときは投票できないことにご注意ください。

(5) 代理投票の仮投票

次の場合は、入院者等に仮投票をさせなければなりません。

ア 院長等が、代理投票事由がないと認め、立会人の意見を聴いて、その拒否を決定したことについて、入院者等に不服があるとき。

イ 院長等は代理投票事由があると認めたが、これについて立会人に異議があるとき。

これらの場合においては、院長等は、上記(1)～(4)の手続きによって代理投票させ、かつ、「投票用紙」に候補者の氏名を記載した補助者に、その者の氏名を「不在者投票用外封筒」の表面の「②代理記載人」の欄に自署させなければなりません。

第6 不在者投票の送致

- 1 院長等は、「投票用紙」の入った「不在者投票用封筒」を整理した後、「投票の送致について」（別記様式第4）を添え、それらを他の適当な封筒（参考4）に入れて封をしてください。この場合、入院者等が投票用紙等を自ら請求し、交付を受けたときは、「不在者投票証明書」があるので、これも同封してください。
- 2 何らかの理由で、投票できなくなった者がいる場合は、その旨を「投票の送致について」の備考欄に記載するとともに、使用されなかった「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を同封し返還してください。
- 3 上記1の送致に使用する封筒の表面に「不在者投票在中」と朱書きで明記し、その裏面に記名し、印を押してください。
- 4 氷見市選挙管理委員会の委員長に、遅くとも投票日の前日（10月24日）までに到着するよう送致又は郵送（書留又は簡易書留扱い）してください。

【注意】

事務処理の円滑化と証拠保全の見地から、「投票の送致について」は2通作成し、1通は院長等において保存しておいてください。

第7 その他

- 1 不在者投票管理者が（公務員でない場合でも）その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止されているので注意してください。
- 2 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には、選挙運動用のポスター及び政治活動用ポスター、立札並びに看板の類を掲示することはできませんので注意してください。
- 3 不在者投票者数（投票を行った者の数）は、選挙の終了後、「不在者投票者数の調について」（別記様式第5）及び「請求書（不在者投票特別経費）」（別記様式第6）により、速やかに氷見市選挙管理委員会に報告をお願いします。

なお、「不在者投票者数の調について」の表中の「不在者投票者数」は、「投票の送致について」の投票者数（投票を行わず「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を返還した者を除く）と一致しますので、ご確認ください。

- 4 不在者投票に要した費用は、選挙終了後、「不在者投票者数の調について」による報告及び「請求書（不在者投票特別経費）」による請求が提出された後に、当該報告に基づき口座振込により支出されることになります。
- 5 今回の不在者投票に係る「投票用紙及び不在者投票用封筒請求依頼書」（別記様式第2）、「請求書」（別記様式第3）の写し及び「投票の送致について」（別記様式第4）の写しは、投票に関する書類として、今回選出される市議の在任期間中、院長等において厳重に保管願います。
- 6 期間が短く、事務が集中するため投票用紙等の請求は早めをお願いします。

（参考）郵便等による不在者投票

- 1 身体に法令で定める重度の障害があり投票所に行けない人が、その現在する場所（家庭、病院等）において投票用紙に記載し、それを郵便等で送付することによって投票する制度があります。
- 2 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている入院者等で一定の障害の程度にある者や介護保険の被保険者証に要介護5である者として記載されている者が「郵便等投票証明書」や「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」の交付を希望する場合は、可能な範囲で便宜をはかっているようお願いします。
- 3 入院者等で郵便等による不在者投票をできる者がいる場合は、院長等のもとにおける不在者投票と郵便等による不在者投票のいずれかを選択できることとなりますが、なるべく不在者投票管理者のもとにおける不在者投票を行うことが望ましいと考えられます。